

個別避難計画作成の 標準的な流れ（一例）

令和 5 年10月20日

山形県個別避難計画作成事業G

目的

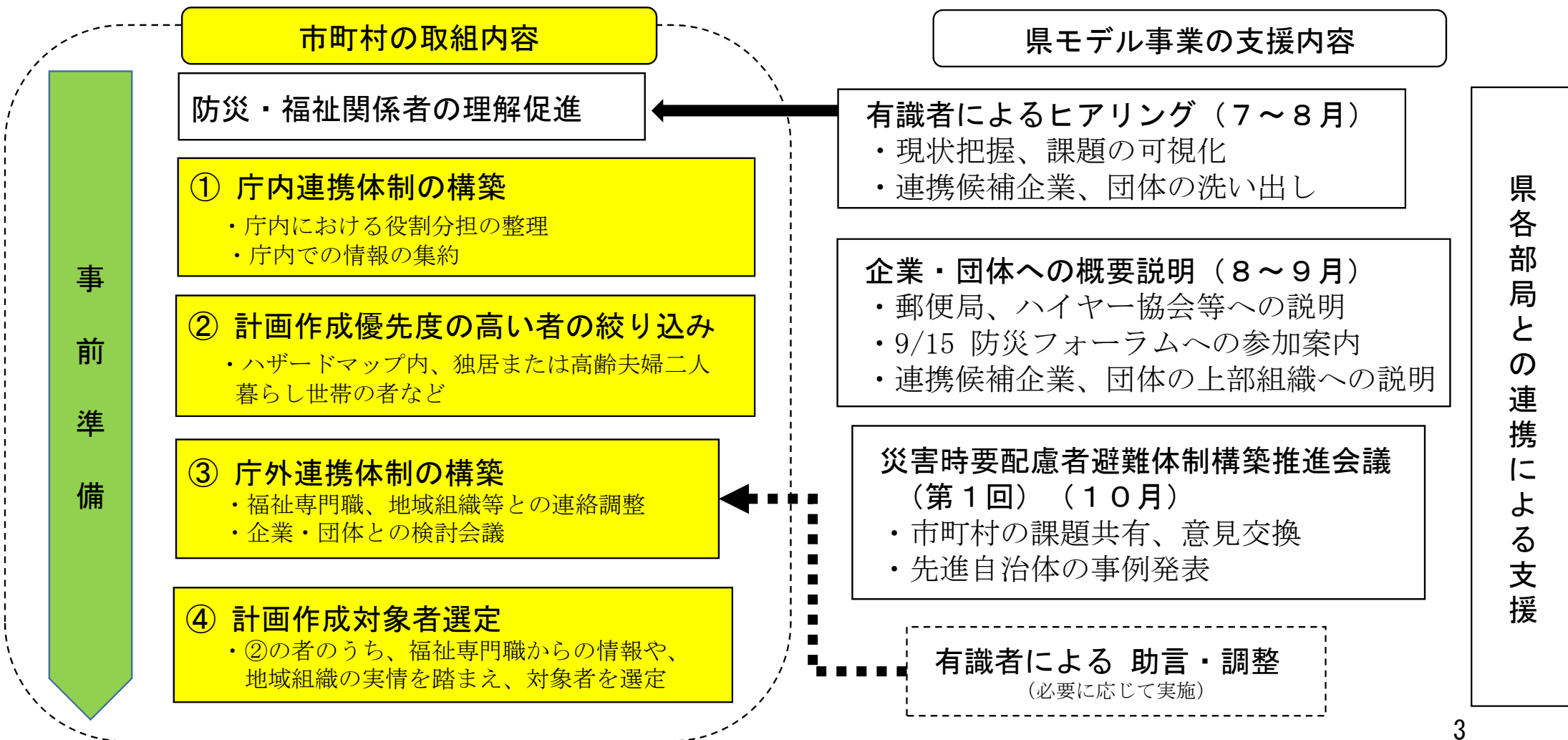
個別避難計画作成が進んでいない市町村に対し、計画作成の標準的な流れの例やポイントを示すことにより、市町村における庁内・庁外の体制づくり及び優先度の高い対象者の計画作成を支援するもの。

※本資料は、個別避難計画作成にあたって最低限検討が必要となる取組内容に絞って作成しているため、市町村の実情に応じて、取組内容を追加・変更するなど、実効性の高い庁内・庁外の体制を構築することが望ましい。

<参考資料>

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
（令和3年5月改定）・・・内閣府（防災担当）
- ・ 災害時要配慮者支援指針（令和4年3月）・・・山形県
- ・ 災害救助事務取扱要領（令和5年6月）・・・内閣府（防災担当）²

個別避難計画作成の標準的な流れ（１）



個別避難計画作成の標準的な流れ（2）

市町村の取組内容

⑤ 要支援者の同意取得

- ・計画作成及び関係者への提供に係る同意取得
- ・避難先や支援者の意向確認

⑥ 地域調整会議の開催

- ・防災、福祉、保健、医療、地域等の関係者の参加
- ・情報共有、避難支援等に関する調整
- ・企業・団体との連携

⑦ 個別避難計画の作成・共有

- ・要支援者への説明
- ・支援者への共有

個別避難計画の更新
避難訓練の実施

個別避難計画作成

県モデル事業の支援内容

有識者による助言・調整
(必要に応じて実施)

災害時要配慮者避難体制構築推進会議 (第2回) (3月)

- ・市町村の課題や好事例の共有
- ・さらなる支援者の確保に向けた意見交換
- ・課題解決に向けた対応策の検討

県各部署との連携による支援

① 庁内連携体制の構築（１）

（１）個別避難計画に係る作成・活用方針等の確認

○地域防災計画（要配慮者の安全確保計画等）の確認

（２）市町村内部での情報の集約

○避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、
関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する

※福祉部局等が作成している見守りネットワーク名簿、自治会等が独自に作成している避難計画や、マイ・タイムラインなどを、個別避難計画として活用できる場合もある

◆個別避難計画の記載内容

別添1 様式例・記入例 参照

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由

避難行動要支援者名簿の
記載内容

(7) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

※個人に限らず、自主防災組織や町内会などの団体でも可

(8) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

※「避難施設その他の避難場所」については、避難先として何らかの記載が必要

※「避難路その他の避難経路に関する事項」については、地図を添付又は記載することが望ましいものの、必ずしも記載は不要

ハザードマップの状況、狭隘部、急勾配、段差等の留意事項や、これを踏まえた具体的な避難支援の方法について、関係者が認識を共有するために記載を求める趣旨のもの

(9) その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

① 庁内連携体制の構築（２）

（３） 庁内の役割分担の検討

○防災、福祉、保健、医療、地域づくりなどの関係部局の役割分担について検討する

【役割分担（例）】

- ・ 総括
- ・ 優先度の高い者の絞り込み
- ・ 庁外関係者との連絡調整（福祉専門職、民生委員、自治会等、自主防災組織、地域医師会、福祉事業者、社会福祉協議会等）
- ・ 会議開催担当（日程調整・会場手配・開催案内・記録）
- ・ 個別避難計画作成・共有・更新

◆個人情報保護について（庁内連携）

- 市町村長は、災対法第49条の14第4項又は第5項の規定により、個別避難計画の作成に必要な限度で避難行動要支援者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は都道府県知事等から情報提供（難病患者等の情報）を受けることが可能

※本項に基づく個人情報の利用については、本人又は避難支援等実施者の同意は不要

ただし、市町村の機関であっても、教育委員会等は「内部」に含まれず、第5項による情報提供の求めを行う必要がある

- 目的外利用が想定される個人情報として、要介護認定情報、障害者手帳情報などが想定される
- 住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき、個別避難計画作成のため市町村内で活用することが可能

② 計画作成優先度の高い者の絞り込み

(1) ハザードマップによる絞り込み

- ・ 浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
- ・ 津波浸水想定・津波災害警戒区域

(2) 本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

※心身の状況について、人口呼吸器等の電源喪失等が命にかかわる者は優先度を判断する際に、このような事情に留意が必要

(3) 独居・高齢夫婦世帯の居住実態による絞り込み

③ 庁外連携体制の構築（１）

（１）福祉専門職、地域組織等との連絡調整

○②で絞り込んだ要支援者の状況を踏まえ、
福祉専門職及び地域組織等への協力を依頼する

【協力内容（例）】

- ・ 同居家族の支援力や支援者の有無などの情報提供
- ・ 要支援者本人の同意取得、意向確認
- ・ 個別避難計画作成に向けた地域調整会議への参加
- ・ 支援者の調整・働きかけ

◆個人情報保護について（庁外連携）

（１）個別避難計画作成のための情報提供

- ・ 災対法第49条の14第5項の規定により、避難行動要支援者に関する情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体は情報を提供することが可能

（２）平常時の情報提供

- ・ 災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供可

※ただし、条例に特別な定めがある場合を除き、提供について要支援者の同意が得られない場合は提供不可

（３）災害時の情報提供

- ・ 要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から同意不要

③ 庁外連携体制の構築（２）

（２）企業・団体との検討会議

- ・ 支援者のなり手不足、特に日中の担い手不足を解消する
うえでは、企業・団体との連携が有効と考えられる
- ・ 想定される避難支援としては、次の内容が想定される

【避難支援の内容】

- ①電話や訪問による安否確認
 - ②避難情報発令の情報提供
 - ③避難支援等関係者への情報伝達支援
 - ④避難所への誘導・介助
 - ⑤避難所への送迎
- ・ 企業・団体との調整においては、法的な責任や義務を負う
ものではないことを説明するとともに、費用面について
協議（企業・団体負担、本人負担、市町村負担など）を行う。

④ 計画作成対象者選定

○福祉専門職や地域組織等からの情報をもとに、個別避難計画作成の優先度が高い要支援者を判断する

【情報提供の例】

- ・同居家族の支援力
- ・同居家族の一時的な不在や昼間独居などの状況
- ・支援者の有無

※市町村が計画作成の優先度が高いと判断した者について、令和7年度までに個別避難計画作成する必要がある

⑤ 要支援者の同意取得

- (1) 個別避難計画の趣旨・目的の説明
- (2) 避難支援等関係者への提供の説明
- (3) 災害時の避難行動の支援が必ず保証されるものでないこと、避難支援等実施者は法的な責任や義務を負うものではないことを説明
- (4) 個別避難計画作成、避難支援等関係者への提供の同意取得
※同意を得るためには、介護支援専門員や相談支援専門員、民生委員など、日常から関係のある人が関与することにより同意につながることもあることに留意
- (5) 避難先や避難支援等実施者についての意向確認
- (6) 個別避難計画の作成の仕方、記載事項等の説明

⑥ 地域調整会議の開催

(1) 参集範囲の決定

- ・福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会、障がい者団体、その他の個別避難計画作成等関係者

(2) 避難支援等に必要な情報の共有

- ・基礎情報や要支援者の意向
- ・守秘義務、個人情報適切な管理

(3) 避難支援等に関する調整

- ・避難先、避難経路
- ・避難支援等実施者、移送手段の確保
- ・避難先へ到着後の対応
- ・費用負担

◆費用負担

(1) 地域での助け合い（共助）が原則

(2) 災害救助法の対象となる費用

①避難指示等が発令された場合の避難のための輸送費

※各自が帰宅する時の輸送は対象外

②福祉避難所設置費

一般の避難所の対象経費に加えて、以下の経費を加算可

- ・おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費
- ・高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用
- ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費

※介護保険との重複に注意

※介護報酬の算定とは異なり、基本的には部屋代、食事代、消耗品費などの実費が対象
災害救助法が適用されない場合も含め、平時から事業者と福祉避難所の費用について、調整しておくことが望ましい

⑦個別避難計画の作成・共有

(1) 記載内容を要支援者（状況によっては家族）が確認

(2) 避難支援等関係者への事前の情報提供

※条例による特別の定め、又は本人の同意がある場合、
避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供できる

※要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用される
ことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」
で提供すること

◆次年度以降に対応が必要となる事項

- (1) 優先度が高いと判断した方の個別避難計画作成 (R7まで)
- (2) 個別避難計画検証のための避難訓練
- (3) 避難を支援する者の確保 (平時からの関係づくり)
- (3) 要支援者本人・地域記入の個別避難計画作成
- (4) 個別避難計画の更新
 - 【更新が必要となる事情の変更】
 - ・ 要支援者の状態 (転居、心身の状況等)
 - ・ 災害時の情報伝達 (緊急連絡先、情報伝達手段等)
 - ・ 避難誘導等 (避難支援等実施者、避難先、移動手段等)
- (5) クラウド型被災者支援システムの導入や個別避難計画のバックアップの検討